

特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカーの活用に向けた予備的検討

—教員から期待されている役割に関するインタビュー調査から—

岩山 絵理 (愛知教育大学福祉講座)

小倉 靖 範 (愛知教育大学特別支援教育講座)

要約 本研究では、知的障害特別支援学校の現状や特性を踏まえたスクールソーシャルワーカーの役割を明らかにし、学校教員とスクールソーシャルワーカーの具体的な連携策を検討することを目的に、学校組織マネジメントの中核を担う教員2名にインタビュー調査を行った。その結果、教員が、スクールソーシャルワーカーに期待する役割として【福祉に関する情報提供】【保護者支援】【個別の教育支援計画への助言】【気軽な相談相手】の4つのカテゴリーが抽出された。本研究では、教員や保護者への福祉に関わる情報提供の必要性や保護者支援のニーズが高まっていること、個別の教育支援計画の策定にSSWが協働することへの期待があることが確認できた。また、外部に所属するスクールソーシャルワーカーへの依頼は、どのケースを相談すべきかの判断が難しいなど、気軽に相談できる勤務体制が必要であり、スクールソーシャルワーカーを有効に活用するための勤務体制の在り方についても課題があることが示唆された。

キーワード：スクールソーシャルワーカー 特別支援学校 個別の教育支援計画

I はじめに

障害のある子どもの教育について、文部科学省(2021)では、早期からの一貫した教育支援の重要性や教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子どもの自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することの重要性が示されている。

障害のある子どもの教育と福祉の連携については、放課後等デイサービスが創設された2012年には「児童福祉法の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について(事務連絡)」が厚生労働省と文部科学省から共同提供され、特別支援学校等と放課後等デイサービス事業所、保護者等との間で十分に協力するなど必要な連携を図るよう明記されている。さらに2018年には文部科学省・厚生労働省共同で「教育と福祉の一層の連携等の推進について(通知)」が出されおり、長きにわたり連携の促進が図られてきた。しかし、上述の通り現在もなお教育と福祉の連携促進の重要性が示されていることから、連携の必要性は高まるものの、十分な連携が進まない現状が伺える。

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」(文部科学省・厚生労働省, 2018)では、教育と福祉の連携の主な課題として、学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず、連携ができていないことが指摘されている。さらに、保護者支援に係る主な課題として、乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けら

れないことを挙げている。そして、教育と福祉の連携を推進するための方策として①教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置、②学校の教職員等への障害のある子どもに係る福祉制度の周知、③学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化、④個別の支援計画の活用促進の4点を挙げている。

また、保護者支援を推進する方策としては、①保護者支援のための相談窓口の整理、②保護者支援のための情報提供の推進、③保護者同士の交流の場等の促進、④専門家による保護者への相談支援の4点が示されている。

子どもを取り巻く環境が複雑化する現代、小中学校では、福祉や心理の専門職と教員がチームで対応する体制が整えられてきている。しかし、特別支援学校においては、スクールカウンセラー(以下、SC)やスクールソーシャルワーカー(以下、SSW)の体制整備が遅れている。特に福祉の専門職であるSSWの活用については、特別支援学校を拠点校とする配置はわずかである。

障害のある子どもへの福祉的支援の必要性については、子どもの貧困が「連鎖」する要因として「発達障害・知的障害」があること(阿部, 2014)、深刻な虐待事例に障害が偏在化しており、子どもの障害が「重なり合う不利」や「複合的な困難」となって家族の生活基盤の不安定や養育困難をもたらす(藤原, 2013)ことが明らかにされている。これらの現状を踏まえると子どもたちの課題を環境との関係から捉えるソーシャルワーク実践が必要である。SSW 発祥の地であるアメリカでは、特別支援教育におけるSSWの実践が、法定化により定着している(Constable & Kelly, 2021)。

しかし、日本のSSWは不登校から開始されたこともあり(半羽, 2016)、障害児支援には重点が置かれてこなかった。

特別支援学校におけるSSWに関する研究としては、内田(2012)が、障害児の保護者を対象としたアンケート調査から特別支援学校のSSWに期待する役割として「就労支援」「福祉に関する法制度の知識」「地域住民への障害理解の啓発」があることを明らかにしており、山崎・道上(2018)は、特別支援学校高等部の軽度知的障害生徒への支援事例から家庭問題が背景にある場合、教員がSSWの視点で支援することの重要性を明らかにした上で、専門的な支援を行うために特別支援学校へのSSW配置の必要性を示している。また、門田(2019)は、全国の特別支援学校の特別支援教育コーディネーターを対象とするアンケートから、多くの特別支援教育コーディネーターが日程調整の難しさから関係機関との連携・調整等に困難さを感じていること、家庭支援のケースが増加していることからSSWの必要性を感じていることなどを示している。そして、今後の課題として、特別支援教育コーディネーターとSSWの役割分担を示している。

以上のことから、家庭環境を背景とする課題を抱える児童生徒に対し、教員とSSWとが連携し、家庭環境の改善を含めて本人が安定して教育を受けられる環境を整えるためには、特別支援学校の現状や特性を踏まえたSSWの役割や教員や特別支援教育コーディネーターとの具体的な連携策を明らかにする必要がある。

しかし、特別支援学校は対象とする障害種による差が大きく、求められる役割や機能にも違いがあると想定できる。そこで本研究では、まず知的障害特別支援学校において試行的にSSWの実践を行うことを目指し、SSWに求められる役割について調査を行った。

II 研究の目的

本研究の目的は、知的障害特別支援学校の現状や特徴を踏まえたSSWの役割を明らかにし、教員や特別支援教育コーディネーターとの具体的な連携策を検討することである。

III 調査方法と分析方法

愛知県内の特別支援学校1校で、学校組織マネジメントの中核を担う教員2名に対する半構造化インタビューを行った(表1)。

質問項目は、以下のとおりである。

- ①自身が担う業務の中で、1人で対応することが困難であると感じる業務やケースについて
- ②業務の中で自分自身は専門外であると感じ、福祉など他の専門知識が必要だと感じられることについて
- ③SSWと連携することのメリット・デメリット
- ④SSWとの連携を阻害する要因があったらどの

ようなものが考えられか

インタビューデータは、逐語録におこし、佐藤(2008)を参考にMAXQDAソフトを用いて逐語録をコーディングし、抽出されたコードからSSWに期待する役割に焦点化してキーワードを生成し、キーワードをカテゴリ化した。

カテゴリーを【】、キーワードを〈〉、語りを「」で示す。

表1 対象者の概要

	教員A	教員B
教職年数	27年	20年
性別	女性	男性
勤務経験	小学校24年 ・通常学級18年 ・特別支援学級6年 知的障害特別支援学校3年	小学校5年 中学校10 (いずれも通常学級) 知的障害特別支援学校5年
保有免許	小学校1種 中学校1種(美術) 高等学校1種(美術) 特別支援学校2種	小学校1種 中学校1種(保健体育) 高等学校1種(保健体育) 特別支援学校2種

IV 倫理的配慮

インタビュー開始前に、研究の目的と意義、研究方法、研究協力への自由意志と拒否権、研究結果の公表方法、研究に関する質問、意見の連絡方法など書面で示し、同意書への署名を得た上でインタビュー調査を行った。

V 結果と考察

SSWに期待する役割としては、表2に示すように【福祉に関する情報提供】【保護者支援】【個別の教育支援計画への助言】【気軽な相談相手】の4つのカテゴリーが抽出された。

【福祉に関する情報提供】は、〈子どもの生活に関わる情報〉〈進路に関わる情報〉〈卒業後に関わる情報〉の3つのキーワードから生成された。

〈子どもの生活に関わる情報〉としては、「デイサービス以外にどういう機関があつてとか、そういうことは知っておかないまずいけど分からない」や、「実際にどこに電話して、どうやって連絡を取ったらいいとか連携したらいいということも分からないので基本的なことを具体的に知りたい」など、教員は、福祉機関との連携の必要性を感じながらも福祉に関わる情報を十分把握できていない現状があり、福祉に関わる情報提供の必要性が示された。

〈進路に関わる情報〉は、「進路指導は一人でいろいろな地区を回っているんですけど、(中略)情報が少ないところもあるので(中略)アドバイスをいただけたらありがたい」という語りがあつたように進路情報の必

表2 スクールソーシャルワーカーに期待する役割

カテゴリー	キーワード	語り
福祉に関する情報提供	子どもの生活に関する情報 (4)	「デイサービス以外にどういう機関があつてとか、そういうところは知つとかなないとまずいけど分からない」「実際にどこに電話して、どうやって連絡を取つたらいいとか連携していったらいいとかということも分からないので、本当に基本的なことから具体的に知りたい」
	進路に関する情報 (1)	「進路指導は一人でいろんな地区を回っているんですけど (中略) 情報が少ないところもあるので (中略) アドバイスをいただけるとありがたい」
	卒業後に関する情報 (2)	「保護者がサービスとつながっている家庭はいいんですけど、そうじゃない家庭の場合、今後 (中略) こういうところもあるよって家庭とつなげてもらえるとありがたい」
保護者支援	第三者としての支援 (2)	「福祉とつながる人、学校とつながる人、キーパーソンみたいなところが学校主体でできれば」「親とこじれちゃった場合は第三者が入っていただければありがたい」
	教員では対応できない事例 (5)	「その (支援が必要な) お母さんに対してどうアプローチというか支援できるのかとか、そういったところまでは私たちに入れない」「なんでお母さん授業参観来ないんだろう、というところで推測しかない」
	保護者の相談相手 (8)	「若い方も入ってくるとなかなか打ち解けられない方もみえるんじゃないかっていうところが心配」「コロナの関係かもしれないが (保護者同士のつながり) が減ってきているところもあって、一人で抱え込んだり、なかなか相談できない方もいる」「つながるのが家庭と学校と直になつちゃうのでっていうところで、先生ができることって少ないと思う」
	継続して勤務する存在 (1)	ここは (異動の) サイクルが早いので、逆にずっといるというか、相談できる人が居ると (中略) 情報をいただけるだけでも保護者はありがたいという部分で」
個別の教育支援計画への助言	福祉の部分の助言 (2)	「我々は、どっちかっていうと (福祉は) 素人の部分もあるので、そういう部分でアドバイスというか、それをうまく利用できたりとか、今後、つなげていけたらいいかなっていう」「福祉を参考に教育の部分に入れていけば、さらに強くなるのかなんで思う」
	効率化のための協働 (1)	「効率化を図るために精査する部分を一緒に考えたりするとよりいいかなっていう」
気軽な相談相手	日々のかかわりの支援 (3)	「もしかしたら発達面から見たらこうとか、家庭の環境の話とかも必ずお子さんの抱えている問題のところに、お母さんはこういう人であつていう話も入ってくるものだから (中略) 私たちの知識よりももっと専門的な見方があれば」「子どもの理解、子どもと関わるころは説明したりとか (中略) ちょっと見ていただいたりとかすれば多少、その子を知らないのに進められても上手くないと思うので」
	すぐに相談できる存在 (4)	「その家庭の状況で一体どういうことを専門の先生たちとか専門機関に相談すべきことなのか分からない」「明らかな虐待とかではなくて、微妙なぐらいのことって分からない」「気軽にすぐ相談できる関係づくりが大切かなって」

要性が示されている。卒業後の進路として多くの生徒が生活介護事業や就労継続支援事業など福祉関連機関を利用するため、SSW による進路に関わる情報提供の必要性が示された。

〈卒業後に関わる情報〉は、「保護者がサービスとつながっている家庭はいいんですけど、そうじゃない家庭の場合、(中略) こういうところもあるよって家庭とつなげてもらえるとありがたい」とあるように、放課

後等デイサービスなどを利用しておらず、相談支援事業所との関係がない家庭にも、卒業後には支援が必要であると把握されている場合があり、卒業後に利用可能な福祉サービスの情報提供の必要性が示された。

【保護者支援】は、〈第三者としての支援〉〈教員には対応できない事例〉〈保護者の相談相手〉〈継続して支援する存在〉の4つのキーワードから生成された。

〈第三者としての支援〉については、「福祉とつなが

る人、学校とつながる人、キーパーソンみたいなところが学校主体でできれば」と語られた。この背景には、これまでの福祉との連携について、主体は福祉機関であったことが語られており、学校が主体で連携を図るキーパーソンとしての役割もSSWに期待されていた。また、学校と保護者の関係が崩れてしまった場合には第三者として関係修復を担う役割も期待されていた。

〈保護者の相談相手〉では、「若い方も入ってくるとなかなか（保護者会には）打ち解けられない方もみえるんじゃないかっていうところが心配」や「コロナの関係かもしれないが（保護者同士のつながり）が減ってきているところもあって、一人で抱え込んだり、なかなか相談できない方もいる」など、従来は、保護者同士の関係の中で家庭内の悩みや福祉に関連する情報交換なども行われていたが、現在は保護者会が縮小傾向にあり、相談相手を必要としている保護者の存在があることが語られた。

また、既に実施されているSCとの連携を踏まえて「私は本当にスクールカウンセラーさんがお母さんたちの話をすごく上手に聞かれてて、そうするとお母さんたちが、『また、次もお願いします』って来るんです。やっぱりお母さんたちってしゃべりたいんだなって思っている。(中略) なかなか話す場所がないというか。」と保護者が、悩みを専門職に相談できる場の必要性も示されている。

〈継続して勤務できる存在〉は、「ここは（教員の異動の）サイクルが早いので、逆にずっといるというか、相談できる人がいると、(中略) 情報をいただけるだけでも保護者はありがたいという部分で」とあるように数年で担当している教員が変わるという特徴があるため、教員とは異なる勤務体系で、継続して勤務できる存在としてのSSWの役割が期待されていた。

【個別の教育支援計画への助言】は〈福祉の部分の助言〉〈効率化のための協働〉の2つのキーワードから生成された。

〈福祉の部分の助言〉は「我々は、どっちかっていうと（福祉は）素人の部分もあるので、そういう部分でアドバイスというか、それをうまく利用できたりとか、今後、つなげていけたらいいかな」や「福祉を参考に教育の部分に入れていけば、さらに強くなるのかな」という語りがあり、福祉に関わる情報提供や福祉と教育の両方の視点から支援を計画することで支援が充実するのではないかという期待が示されている。また、「効率化を図るために精査する部分を一緒に考えたりするとよりいいかなっていう」という語りがある。この背景として、個別の教育支援計画の作成や活用には、作成に時間がかかることや十分な活用ができていないという課題があることが語られており、個別の教育支援計画を有効活用していくために、SSWが積極的に関与することに期待していた。

【気軽な相談相手】は、〈日々の関わりの支援〉〈すぐに相談できる存在〉の2つのキーワードから生成された。

〈日々の関わりの支援〉では、特別支援学校が担う業務の一つとしてある巡回訪問について、「もしかしたら発達面から見たらこうとか、家庭の環境の話とかも、必ずお子さんの抱えている問題のところに、お母さんはこういう人っていう話も入ってくるものだから(中略) 私たちの知識よりももっと専門的な見方があれば」という様に、教員が業務の中ですぐに相談できることの必要性が示された。

また、子どもへの支援については「子どもの理解、子どもと関わる場所は説明したりとか(中略) ちょっと見ていただいたりとかすれば多少、その子を知らないのに進められても上手くいかないと思うので」とあるように、子どもを理解せずに支援を進めることへの懸念も示されており、子どもの理解、子どもとの関わりが十分にもてる存在である必要性が示されている。

〈すぐに相談できる存在〉としては、「その家庭の状況で一体どういうことを専門の先生たちとか専門機関に相談すべきことなのか分からない」「明らかな虐待とかではなくて、微妙なぐらいのことって分からない」とあるように、相談すべきことが判断できずに連携が図れないことが語られている。外部に所属するSSWへ相談すべき事案を学校で検討した上で支援依頼をするという形態ではなく、SSWは日常から関わりがあり、気軽に相談ができる存在であることが期待されていた。

VI 総合考察

本研究の目的は、知的障害特別支援学校の現状や特徴を踏まえたSSWの役割を明らかにし、教員や特別支援教育コーディネーターとの具体的な連携策を検討することであった。

期待される役割として【福祉に関する情報提供】【保護者支援】【個別の教育支援計画への助言】【気軽な相談相手】の4つが示された。

【福祉に関する情報提供】については、内田(2012)が障害児の保護者を対象としたアンケート調査から特別支援学校のSSWに期待する役割として「就労支援」「福祉に関する法制度の知識」を挙げていることとも一致しており、保護者、教員が共通してSSWの役割として期待していることと言える。特に障害のある子どもを対象とする特別支援学校においては、一般の小中学校と異なり、課題のある児童生徒に、問題が起きたときのみ福祉機関の利用が必要となるのではなく、ほぼすべての児童生徒に対して、乳幼児期から社会参加に至るまでの長期間、日常的な福祉機関の利用が必要となる。そのため、〈子どもの生活に関する情報〉〈進路に関する情報〉〈卒業後に関する情報〉と子どもの生活を長期的に支えるための情報が必要となっていた。

このような多岐にわたる福祉の情報を教員がすべて把握することは困難であり、SSW との協働が期待されていると言えよう。

【保護者支援】については、本研究の中で最も多くが語られた部分であった。「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告」(文部科学省・厚生労働省, 2018)では、保護者支援を推進する方策としては、①保護者支援のための相談窓口の整理、②保護者支援のための情報提供の推進、③保護者同士の交流の場等の促進、④専門家による保護者への相談支援の4点が挙げられている。本研究において、保護者への情報提供や保護者の相談先としての役割が期待されていたことから、SSW は保護者支援を推進する担い手になり得ると言えるだろう。教員は、保護者同士のつながりの希薄化や新型コロナウイルスの影響による集まる機会の減少など社会状況が変化する中で、悩みを抱え込んでしまう保護者の存在を把握していた。支援の必要性を感じているが、実際に教員としてできることには限りがあり、家庭に介入できる専門職の存在が必要であると語られた。しかし、その一方でインタビューでは、教員以外の専門職が保護者支援に介入することで懸念することが2点あげられた。1点目は「保護者と学校の関係が崩れてしまうこと」、2点目は「教員とSSWの意見の不一致が保護者の不信感や混乱を招く」という懸念である。保護者との関係が崩れてしまうことは子どもの支援に大きく影響することから、教員は保護者と非常に慎重にかかわりをもっている。教員と連携を図ることなしに、SSW が単独で保護者支援に関わることへの不安は大きい。SSW が効果的に支援に携わるためには、保護者と教員の双方との信頼関係が重要となるだろう。

【個別の教育支援計画への助言】は、「個別の教育支援計画」策定をSSWと協働することで有効な活用ができるのではないかと期待されていた。「個別の教育支援計画」の課題として、関係機関との連携の難しさ、校内連携・役割分担の難しさ、保護者の参画の難しさ(絹見, 2013)が指摘されている。特別支援学校において連携促進の役割は、特別支援教育コーディネーターが担っている。しかし、特別支援教育コーディネーターに求められる役割は、幅広く多忙であり、福祉に関する専門的知識の不足が課題とされてきた。SSW が「個別の教育支援計画」を教員と協働で策定することで、教員への情報提供や教育と福祉の両方の視点から多角的に捉えることが可能になると期待できる。

先行研究において、SSW が「個別の教育支援計画」策定に関わることについて指摘しているものが2件ある。門田(2007)は「個別の教育支援計画」を導入するにあたっては、アメリカの「個に応じた指導」に対する「個別教育計画」(individualized Education Program: IEP)の影響が大きく、IEP実施においては、その提供者としてSSWの役割が求められていること

を指摘している。また山中(2019)は、アメリカにおいてIEP作成においてSSWの役割が明確に位置付けられているのに対して、日本の「個別の教育支援計画」策定に協働の視点がどのように位置付けられているのかは検討すべきであるとした上で、SSWの可能性として、①多職種が介入する必要があると思われるケースを協働で選定すること、②個別の教育支援計画策定前に児童生徒とその保護者との面談を実施し、SSWの視点からアセスメントを実施すること、③ニーズを踏まえてのサービスの調整、④場合によっては他機関との連携を図ることの4点を挙げている。しかし、これらを実践するためには少なくとも週に1日程度、学内で勤務する活動形態の必要性も指摘している。本研究においても、SSWの役割として【気軽な相談相手】として日常的に関われる存在であることが期待されていた。特別支援学校においてSSWを有効に活用するためには、定期的に継続した関わりが可能な勤務体制が求められると言えるだろう。

VII 本研究の限界と課題

本研究のインタビュー協力者は教員2名という極めて限定された人数であり、さらに一つの学校における規模の小さな調査である。そのため統計学上の厳密さや、結果の一般化は難しい。抽出するカテゴリーを普遍的なものへと導くためには、今後、さらに多くの特別支援学校教員にインタビューへの協力を依頼していく必要がある。

しかし、本研究は、特定の学校でのSSW実践を目指して試行的に行ったものであり、教員と協働しながら校内のSSW実践を展開していく方法を検討する上では意義があると考えている。本研究では、教員への情報提供の必要性や保護者支援のニーズが高まっていること、個別の教育支援計画の策定にSSWが協働することへの期待があることを確認できた。

また、外部に所属するSSWへの依頼はどのケースを相談すべきかの判断が難しいなど、気軽に相談できる体制が必要であり、SSWを有効に活用するための勤務体制の在り方についても示唆を得ることができたと考えている。特別支援学校への配置が少ない現状から、今後は実践の結果を踏まえた効果の検証や実現可能なモデルの提示も検討していきたい。

参考文献

- 阿部彩 (2014) 『子どもの貧困Ⅱ—解決策を考える—』
岩波新書
- Constable, R., & Kelly, M. S. (2021). The role of the school social worker : Historical perspectives. In M. S. Kelly, C. R. Massat, & R. Constable (Eds.), School Social Work : Practice and Research Perspective (9th ed.,pp3-27). New York : Oxford University Press
- 藤原里佐 (2013) 「複合的な困難という視点から見る虐待と障害」松本伊智朗編著『子ども虐待と家族—重なり合う不利と社会的支援—』明石書店, 61-76.
- 半羽利美佳 (2016) 「日本のスクールソーシャルワーク②近年のスクールソーシャルワーク」山野則子, 野田正人, 半田利美佳編著『よくわかるスクールソーシャルワーク』ミネルヴァ書房, 46-47
- 門田光司 (2007) 『『個別の教育神計画』と学校ソーシャルワーク実践について』『学校ソーシャルワーク研究』(2) 35-45
- 門田光司 (2019) 「特別支援学校におけるスクールソーシャルワーカー配置に関する調査報告—特別支援教育コーディネーターへの全国調査結果より—」『学校ソーシャルワーク研究』14, 77-89
- 河合隆平 (2015) 「障害のある子どもの生活・養育困難と特別支援学校の教育・福祉的機能」『障害者問題研究』42 (4), 242-249
- 絹見睦美, 寺川志奈子 (2012) 「特別支援学校における「個別の教育支援計画」の有効活用—保護者への質問紙調査より—」『鳥取大学地域学部紀要』9 (2), 25-51
- 文部科学省 (2012) 「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」
(https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1322204.htm 2022.1.20)
- 文部科学省 (2018) 「教育と福祉の一層の連携等の推進について (通知)」文部科学省初等中等教育局長, 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
- 文部科学省・厚生労働省 (2018) 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト報告—障害のある子と家族をもっと元気に—」家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクトチーム
- 文部科学省 (2021) 「障害のある子供の教育支援の手引—子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて—」文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
- 佐藤郁哉 (2008) 「実践質的データ分析入門」新曜社
- 内田充範 (2012) 「特別支援学校へのスクールソーシャルワーカー配置の必要性—障害児教育支援としてのスクールソーシャルワーク」『山口県立大学学術情報』5
- 山中徹二 (2019) 「特別支援教育における多職種協働とスクールソーシャルワーク実践について」『教育支援協働学会研究』(1) 59-68
- 山崎 由可里, 道上 里砂 (2018) 「特別支援学校高等部における生徒指導の現状と課題—スクールソーシャルワークの視点を取り入れた生徒指導事例より ライフキャリア・ワークキャリアをベースにした特別支援学校高等部カリキュラムの検討—」『和歌山大学教育学部共同研究事業成果報告書』185-187